

9/5(火)の発表

報道発表資料の配付日時：9月5日(火)16時30分

発表項目 (行事名)	北海道博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案）に係るパブリックコメントについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
			発表場所
概要	<p>北海道博物館の保管するアイヌの人々の遺骨等について、地域返還に係る手続きなど、今後の具体的な取扱いを示すための取扱方針（案）を策定したので、次のとおり道民意見募集（パブリックコメント）を実施します。</p> <p>1 意見募集期間 令和5年（2023年）9月5日（火）～10月5日（木）</p> <p>2 資料の閲覧・入手方法</p> <p>(1) 北海道のホームページ (環境生活文化局文化振興課のホームページ) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/ainuikothu.html</p> <p>(2) 以下の場所における閲覧・配布 ア 北海道環境生活部文化局文化振興課企画調整係 イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー</p> <p>3 意見提出方法</p> <p>(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部文化局文化振興課企画調整係</p> <p>(2) ファクシミリ 011-232-8695</p> <p>(3) 電子メール kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp</p> <p>※詳細は、別添「道民意見提出手続の意見募集要領」をご参照ください。</p>		
参考	<p>○添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案） ・道民意見提出手続の意見募集要領 		

報道（取材）に当たってのお願い	多くの道民の皆様から御意見をいただきたいので、積極的な報道をよろしくお願いいたします。	
他のクラブとの関係	同時配付	(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	環境生活部文化局文化振興課企画調整係（担当者：課長補佐 永坂 敦善） TEL ダイヤルイン 011-204-5208 内線：24-402 公用スマート 011-585-6104 内線：44280	
-------------	---	--

北海道博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針(案)

令和5年（2023年）9月5日
北海道環境生活部長

1 基本的方針

北海道博物館においては、現在、平成27年8月に文部科学省より実施された「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する調査」を契機に悉皆調査を行い鑑定を実施した結果、アイヌの人々のご遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している。

発見された出土地域等が明らかである当該アイヌ遺骨（以下「出土地域特定遺骨等」という。）については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国際連合総会第61回会期平成19年9月13日採択（国連文書A/RES/61/295附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告）、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成26年6月20日閣副第363号、26文科振第126号）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号。以下「地域返還ガイドライン」という。）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰靈を実現することを基本的な考え方とする。

2 情報の周知

北海道博物館の保管するアイヌ遺骨等の情報については、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、北海道博物館のホームページにおいて6か月間公表する。

なお、当該情報の周知に当たっては、関係する地方自治体及び法人に対して、必要に応じて協力を求める。

3 地域返還

上記2の情報の周知を行った後、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（「出土地域アイヌ関係団体」）に出土地域特定遺骨等を地域返還するための手続は、以下によることとする。

（1）地域返還の申請

出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、北海道博物館を受付窓口として、別記様式1により申請するものとする。

（2）地域返還対象団体の確認

ア 上記（1）の申請を受理した場合は、出土地域特定遺骨等に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が地域返還対象団体として適切な者であるか確認する。

- イ 上記アの確認前に、同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の団体から申請があった場合、必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還対象団体として適切な者であるか確認するものとする。
- ウ 申請者が地域返還対象団体として適切な者であると確認することができた場合は、地域返還の申請があった旨をホームページ等で周知し、当該申請に係る反対意見等を受け付ける。反対意見等の提出は、別記様式2によるものとする。
- エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、その周知を開始した日から3か月を経過した日又は上記2の情報の周知を開始した日から6か月を経過した日のうち、いずれか遅い日とする。
- オ 反対意見等があった場合には、その旨を申請者に通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者（以下「申請者等」という。）に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。
話し合いの結果等により、申請者以外の者が地域返還を申請することとなった場合には、改めて上記ア以下の手続を執るものとする。
- カ 上記アにおいて申請者が地域返還対象団体として適切な者であるとの確認ができなかった場合又は上記オの話し合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認することができなかつた場合には、その旨を申請者等に通知する。

（3）地域返還の実施

- ア 上記（2）により、出土地域特定遺骨等に係る地域返還対象団体を特定した場合は、当該団体にその旨を通知し、当該団体と協議の上、当該遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所及び方法等を決定することとする。
- イ 地域返還対象団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。
- ウ 上記イの合意に基づき、地域返還対象団体に、当該遺骨等の地域返還を行うこととする。なお、地域返還を行うに当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。

4 保管の継続又は慰靈施設への保管

次のいずれかに該当する出土地域特定遺骨等については、北海道博物館において保管を継続し、引き続き、関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を実施する。
ただし、上記2の情報の周知終了後から6ヶ月を経過する日までに地域返還の申請がない場合等にあっては、国と協議の上、国が北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰靈及び管理のための施設（以下「慰靈施設」という。）において保管することとする。

なお、その場合においても、北海道博物館では、関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を継続することとする。

- (1) 上記2の情報の周知から6か月間、上記3(1)の地域返還の申請がなかつた場合
- (2) 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請があつたものの、上記3(2)において当該遺骨等の地域返還対象団体の特定に至らなかつた場合

1 計画等の案の名称

北海道博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案）

2 参考資料の名称

博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

北海道のホームページ（環境生活部文化局文化振興課ホームページ）に掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/ainuikothu.html>)

上記掲載情報は、以下の場所で資料を配付しています。

- ア 北海道環境生活部文化振興課企画調整係（道庁12階）
- イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3階）
- ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー

4 意見等の募集期間

令和5年（2023年）9月5日（火）～令和5年（2023年）10月5日（木）

※郵送については、当日到着分まで有効

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部文化振興課企画調整係
- (2) ファクシミリ 011-232-8695
- (3) 電子メール kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和5年11月上旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することができます。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

北海道環境生活部文化局文化振興課企画調整係
電話：011-204-5208